

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和4年度オミクロン株対応新型コロナウイルスワクチン接種にかかるコールセンター等業務委託		
履行場所	市長が指示する場所		
委託の内容	<p>オミクロン株対応ワクチン接種は、令和4年10月中旬以降に初回接種を完了した全ての住民を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始することを想定して、準備を行うよう方針が打ち出され、国から各自治体において接種体制を構築するよう連絡があった。それに伴い発生する市民からの接種方法等の問い合わせや、予約受付、予約システムへの接種実績の登録などを行う。</p> <p>(1) コールセンター業務 ①電話対応業務 ②接種予約受付業務 ③接種券等再発行業務 (2) 松山市役所や松山市保健所等での予約受付代行業務 (3) 予約システムへの接種実績の登録</p>		
履行期間	令和	4	年 9 月 8 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
契約年月日	令和	4	年 9 月 8 日
契約金額	352,000,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	愛媛県松山市二番町3丁目6-5	
	名称	株式会社 ウイン	
選定理由	<p>オミクロン株対応ワクチン接種は初回接種（1、2回目接種）を完了した者が対象となり、予約を取る際には、以前の接種日を確認しなければならない。1～4回目接種の予約は、当該業者が運営管理している予約情報ネットワークシステムにより行ったため、他の業者となった場合、1～4回目接種の接種履歴がなく、また、未接種者のために1～4回目の接種も現在継続している中で、システムが2つ運用されると業務に支障をきたし、市民に対しても混乱を招く恐れがある。</p> <p>さらに、現在使用している電話番号も変更することになり、再度、市民に周知するには時間を要することから、競争入札に付することが不利となる。</p> <p>加えて、システムの管理者権限を当該業者が有しているため、当該業者の許可がなければ他者では履行できない。</p> <p>以上のことから、現在コールセンターを請け負っている㈱ウインと契約することで、新型コロナウイルスワクチン接種の業務の効率化・市民サービス向上が図られるため、同業者を選定するものです。</p>		
契約担当課	保健予防課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 6 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。